

ワンストップ特例申請書 記載例

年 月 日 北海道枝幸町長 殿	整理番号 〇〇00000000000
住所 〒098-5892 北海道枝幸郡枝幸町本町916番地	フリガナ エサシ タロウ 氏名 枝幸 太郎 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
電話番号 0163-62-4455	生年月日 昭和00年00月00日

訂正がある場合は、二重線と訂正印を押してください。

「個人番号
個人番号をい

あなたが支出した地方税法第7条第1項（第8項）の規定による特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日 令和00年00月00日	寄附金額 10,000円
----------------------	-----------------

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

①・②どちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例申請が可能です。

確定申告をする必要がない方のみチェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、平成27年4月1日の属する1月1日～12月31日の間に申告の特例の適用を受けた者がいます。

↑1月1日～12月31日の間に寄附をされた自治体が5か所以内の方のみチェックしてください。

確認書類貼り付け欄

①本人確認書類	②個人番号確認書類
<p>添付書類の貼り付け欄です。枠内に入りきらない大きさの書類は同封してください。ウラ面に変更記載がある場合は、ウラ面の上にオモテ面を重ね、めくれるようにしてください。貼り付けされなくても受付は可能ですが、事務作業の簡略化にご協力いただければ幸いです。ご不明なことがありましたら以下までお問い合わせください。</p> <p>■北海道枝幸町役場ふるさと納税担当：0163-62-4455</p>	
<p>裏面に変更記載がある場合は、重ねて左側をのり付けてください。</p>	

- ※住所・氏名等に変更がある場合は変更記載欄のコピーも貼り付けてください。申請書と一致しない場合は受け付けできません。
- ※枠内に入りきらない書類は、貼らずに同封してください。
- ※寄附をした年の翌年1月10日(必着)までにご提出ください。
- ※オンラインでもワンストップ特例申請ができるようになりました。(さとふるのみ) 詳しくはこちらのQRコードから→



のりしろ

②山折り

のりしろ

のりしろ

098-5892

①山折り

④山折り

切手をお貼りください

〒

北海道枝幸郡枝幸町本町916番地
枝幸町役場

ふるさと納税担当

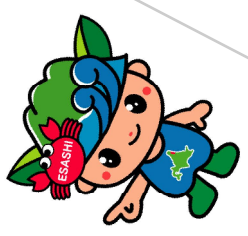
行

ワンストップ特例申請書在中
寄附翌年1月10日締切（必着）



住所 〒

氏名



③山折り

のりしろ

のりしろ

★封筒を組み立てる際は、添付書類の住所変更はお済みですか？
「のり付け」していただくようお願いいたします。

- 記入・捺印済申請書
 - マイナンバー確認書類
 - 本人確認書類
 - お引越しをされた方は、添付書類の住所変更はお済みですか？
- ★封筒を組み立てる際は、添付書類の住所変更はお済みですか？